

赤字解消・激変緩和措置計画(寝屋川市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	16	寝屋川市

I. 赤字の発生状況

I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入金

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料(税)の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0		31,435,172	31,435,172

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他(解消すべきもの)	その他	⑩~⑳ (円)	⑳=①~⑳ (円)
81,456,271	273,561,805	91,748,798	0	0	0	2,792,579	69,383	0	0	0	449,628,836	481,064,008

(千円)	
(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	31,435
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑱	112,961

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。
 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	(千円)		(C)
	平成27年度	平成28年度	新規増加額
	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I-(3) 赤字額

(千円)	
国 定 義	(D)=(A)+(C) 31,435
大阪府定義	(E)=(B)+(C) 112,961

I-(4) 赤字の原因

任意給付(精神結核医療給付)及び市独自減免(保険料・一部負担金減免)については、市の施策であることから、一般会計繰入金(法定外繰入金)としております。

II. 赤字の解消計画

II-(1) 赤字解消のための基本方針

任意給付(精神結核医療給付)及び一部負担金減免額については、国民健康保険広域化に伴い保険給付費等交付金が交付されることとなったため、平成30年度以降予算計上は行っておりません。
市独自減免については、令和5年度までは一般会計繰入により実施しますが、令和6年度には府運営方針に定める基準の減免のみとします。

II-(2) 赤字解消のための具体的取組

市独自減免については、令和5年度までは一般会計繰入により実施しますが、令和6年度には府運営方針に定める基準の減免のみとします。

II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	31,435	0	0	0	0	0	0	31,435
	-	100.00%							100.00%
残額	31,435	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-								0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	31,435	0	0	0	0	0	0	31,435
	-	100.00%							100.00%
残額	31,435	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	62,028	5,922	3,244	1,943	未定	未定	39,824	112,961
	-	54.91%	5.24%	2.87%	1.72%	未定	未定	35.25%	100.00%
残額	112,961	50,933	45,011	41,767	39,824	未定	未定	0	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	62,028	5,922	3,244	1,943	未定	未定	39,824	112,961
	-	54.91%	5.24%	2.87%	1.72%	未定	未定	35.25%	100.00%
残額	112,961	50,933	45,011	41,767	39,824	未定	未定	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

令和5年度以降の保険料賦課割合及び賦課限度については、以下①から③の方針としております。

- ① 応益割と応能割の比率については、令和6年度の統一基準を「1:08」と仮定し、令和2年度の「1:1」から毎年0.05ポイントずつ近づける。(令和5年度は「1:0.85」予定)
- ② 均等割と平等割の比率については、令和6年度の統一基準を「60:40」と仮定し、令和2年度の「70:30」から毎年2.5ポイントずつ近づける。(令和5年度は「62.5:37.5」予定)
- ③ 賦課限度額については、令和元年度時点において大阪府の統一基準より4万円引き下げていたため、令和2年度から4年間で1万円ずつ加算する。(令和5年度に府統一基準と一致)

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		料	料(統一)	料(統一)	料(統一)	料(統一)	料(統一)	料(統一)	料(統一)	
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	8.24%(50%)	8.24%(50%)	8.24%(50%)	8.24%(50%)	8.53%(48.7%)	8.75%(47.4%)	「Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針」に基づき、設定予定	統一	「Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針」に同じ
	均等割(割合)	25,080円(35%)	25,080円(35%)	25,080円(35%)	25,080円(35%)	27,884円(34.6%)	30,060円(34.2%)		統一	
	平等割(割合)	17,340(15%)	17,340(15%)	17,340(15%)	17,340(15%)	21,241(16.7%)	24,913(18.4%)		統一	
	賦課限度額	54万円	54万円	54万円	58万円	61万円	62万円		統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	2.78%(50%)	2.78%(50%)	2.78%(50%)	2.78%(50%)	2.72%(48.7%)	2.66%(47.4%)	「Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針」に基づき、設定予定	統一	「Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針」に同じ
	均等割(割合)	7,800円(35%)	7,800円(36%)	7,800円(37%)	7,800円(38%)	8,768円(34.6%)	8,993円(34.2%)		統一	
	平等割(割合)	5,400(15%)	5,400(15%)	5,400(15%)	5,400(15%)	6,679(16.7%)	7,454(18.4%)		統一	
	賦課限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円		統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.53%(50%)	2.53%(50%)	2.53%(50%)	2.53%(50%)	2.52%(48.7%)	2.50%(47.4%)	「Ⅲ-(1)府統一基準 に向けた基本方針」 に基づき、設定 予定	統一	「Ⅲ-(1)府統一基準 に向けた基本方針」 に同じ
	均等割(割合)	12,840円(50%)	12,840円(50%)	12,840円(50%)	12,840円(50%)	14,756円(34.6%)	16,178円(52.6%)		統一	
	平等割(割合)	—	—	—	—	—	—		統一	
	賦課限度額	16万円	16万円	16万円	16万円	17万円	17万円		統一	
3 保険料の減免基準	据え置き	現行制度と統一基準 を並行して行う	現行制度と統一基準 を並行して行う	現行制度と統一基準 を並行して行う	現行制度と統一基準 を並行して行う	現行制度と統一基準 を並行して行う	現行制度と統一基準 を並行して行う	統一		
4 仮算定の有無	仮算定無し	仮算定無し(統一)	仮算定無し(統一)							
5 本算定の時期	6月	6月(統一)	6月(統一)							
6 納期数	10期	10期(統一)	10期(統一)							
7 一部負担金の減免基準	据え置き	統一	統一							

上記のとおり提出します。

令和5年1月17日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 寝屋川市

代表者名 寝屋川市長 広瀬 慶輔

印

